

東川町二世帯居住推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内産業の振興及び安全安心な暮らしによる豊かなコミュニティを創造することを目的に、東川町二世帯居住推進事業補助金（以下「補助金」という。）について規定する。補助金の交付に当たっては、東川町補助金等交付規則(昭和58年4月1日規則第5号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建専用住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる住宅（一部営業部分があるものを含む。）をいい、二世帯が独立した住宅形式(以下「二世帯住宅」という。)を含む。
- (2) 新築 戸建専用住宅を新たに建設することをいう。
- (3) 購入 工事完成後、一度も入居されていない戸建専用住宅を購入することをいう。
- (4) 増改築 既存の戸建専用住宅の床面積を建て増やすこと（同一敷地内に別に建設することを含む。）又は、内装に手を加えることをいう。
- (5) 後継者 町内で事業を行う個人若しくは法人の後継ぎとなる者をいう。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の交付対象となる経費は、東川町内において次に掲げる要件を備えた住宅(二世帯住宅は親子の入居を目的としたものに限る。)を新築、購入すること又は、親子（学生を除く）が入居することを目的に増改築することに係る経費とする。ただし、国、道、東川町その他補助事業の対象となるものを除く。

- (1) 新築、購入する戸建専用住宅の床面積又は増改築後の床面積が、100平方メートル以上であること。
- (2) 自己の居住の用に供されていること。
- (3) 東川風住宅設計指針に定める審査基準に合致していること。
(増改築についてはこの限りでない。)
- (4) 新築、購入又は増改築後1年以内に入居すること。
- (5) 建築基準法、その他建築物に関連する法令を遵守したものであること。
- (6) その他町長が必要と認める要件。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者で、町長の認定を受けた者とする。

- (1) 自らの親又は配偶者の親が5年以上東川町に居住している者のうち、自らが居住する戸建専用住宅を所有しない者で、戸建専用住宅の新築、購入又は増改築をしようとする者。ただし、既に東川町に居住している者にあつては、原則としてその期間が1年未満の者。
- (2) 自らが5年以上東川町に居住している者のうち、東川町内に居住していない又は原則として居住して1年に満たない学生を除く子（後継者にあつては、この限りではない）との同居を目的に、二世帯住宅の新築、購入又は、増改築をしようとする者。
- (3) 自らが5年以上東川町に居住している者のうち、東川町内に居住していない又は原則として居住して1年に満たない学生を除く子（後継者にあつては、この限りではない）の居住を目的に、自らが居住する戸建専用住宅に隣接した土地に新たに戸建専用住宅を建築しようとする者。
- (4) 自らが東川町に居住していない者のうち、5年以上東川町に居住している自らの子との同居を目的に、二世帯住宅の新築、購入又は増改築をしようとする者。
- (5) 自らが東川町に居住していない者のうち、5年以上東川町に居住する自らの子の戸建専用住宅に隣接した土地に新たに戸建専用住宅を建築しようとする者。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者には補助金を交付しない。

- (1) きた住まいる建設推進事業補助金の交付を受けている者。
- (2) 町税及び下水道料金等、町への納入金を完納していない者。

(認定申請)

第5条 前条の認定を受けようとする者は、認定申請書に必要な関係書類を添えて提出しなければならない。ただし、東川町景観住宅支援事業補助金の交付を受ける場合にあつては、東川町景観住宅支援事業補助金交付要綱第5条に基づく認定申請と兼ねることができる。

- 2 町長は、認定の可否について申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、認定に際し必要と認められる場合は条件を附することができる。
- 4 第2項の認定通知を受けた者で、申請内容に変更が生じた場合は、計画変更認定申請書に必要な関係書類を添えて提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、認定を受けた内容の変更届出書によるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、戸建専用住宅の新築、購入又は増改築に係る経費に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨て)以内とし、上限額は50万円とする。ただし、二世帯住宅の新築、購入の場合は上限額を100万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者が補助を受けようとするときは、補助金等交付申請書に必要な関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助対象者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金交付の目的を達成するため次のとおり条件を附す。

- (1) 補助事業等の内容の変更をする場合は、町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

(工事完成届)

第10条 補助対象者は、補助事業の工事及び購入が完了したときは、速やかに工事等完成届を町長に提出しなければならない。ただし、東川町景観住宅支援事業補助金の交付を受ける場合にあっては、東川町景観住宅支援事業補助金交付要綱第10条に基づく工事完成届と兼ねることができる。

2 町長は、前項の規定による工事等完成届を受理したときは、担当職員が検査を行うものとし、検査調書を作成する。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書に必要な関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第 12 条 町長は、前条の補助事業等実績報告書の提出を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 町長は、前条の額の確定後、補助金を交付するものとする。

(雑則)

第 14 条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 28 年 6 月 22 日から施行する。

この要綱は平成 28 年 7 月 19 日から施行する。

この要綱は平成 28 年 9 月 2 日から施行する。

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。